

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和4年度契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年3月8日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

教育ICT統合運用支援業務委託（長期継続契約）

#### (2) 業務内容

世田谷区教育委員会では、文部科学省のGIGAスクール構想を踏まえ、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画、世田谷区教育の情報化推進計画・第2期行動計画等に基づき、全区立小中学校90校を対象として、令和3年3月までに児童生徒1人1台の学習用タブレット型情報端末（以下、「学習用iPad端末」という。）約43,000台を配備するとともに、各区立小中学校の校内通信の高速化や各教室への無線アクセスポイントの設置等を含む校内通信ネットワーク再整備を実施した。

また、教員用のタブレット型情報端末（以下、「教員用iPad端末」という。）及び学習用iPad端末を合計12,000台以上、令和3年3月以降に追加配備した。

さらに、全区立小中学校におけるタブレット型情報端末及び校内通信ネットワークの再整備後に各種教育用クラウドサービス（注：Microsoftアカウント、ロイロノートアカウント、Qubenaアカウント等）等の利活用が本格化している。

これらの急激な教育ICT環境の変化に対応するため、各学校において日々発生する様々な運用上の課題や障害等への対応、校内通信ネットワークや学習用iPad端末及び教員用iPad端末等の安定運用の確保を通して各学校における円滑かつ効果的なICT利活用を図るため、令和3年4月から令和4年3月にかけて「校内通信ネットワーク及びタブレット型情報端末等運用サポート業務委託」をプロポーザル方式により選定した事業者へ委託しているが、このたび、当該業務委託契約の内容に加え、令和4年度から令和5年度を計画期間として現在世田谷区教育委員会にて策定中の「第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画」に基づき推進予定の「教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）」に関する取り組み支援等を加味した「教育ICT統合運用支援業務委託（長期継続契約）」を実施する。

#### (3) 履行期間（予定）

令和4年5月中旬から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

本件契約については、令和4年度当初予算の議決を条件とする。

令和4年度～8年度の長期継続契約の継続にあたっては、各年度予算の議決による予算配当を条件とする。

## 2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得していること。
- (7) 本件に関連する委託業務である「教育ICT推進支援業務委託(令和3年度下半期分)」を受託していないこと。
- (8) 複数の企業が共同連帯して参加する場合(「共同企業体」という。)は、以下の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。
  - ・共同企業体は5社以内で構成されること。
  - ・共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
  - ・共同企業体は、構成企業間で代表企業を選定すること。
  - ・2(1)~(7)の要件を共同企業体の全構成事業者が満たすこと。
  - ・その他、詳細については説明書を参照すること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明では企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

## 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 情報セキュリティ及びコンプライアンス推進体制に関する事項
- (2) 業務実績に関する事項
- (3) 提案コンセプトに関する事項
- (4) 提案内容に関する事項
- (5) 業務実施体制に関する事項
- (6) 業務工程管理に関する事項
- (7) 納品予定物件の具体性に関する事項
- (8) 追加提案に関する事項
- (9) 経費の妥当性

## 5 手続等

### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2 1番2 7号(第二庁舎3階3 3番窓口)  
世田谷区教育委員会事務局教育政策部教育 ICT 推進課  
電話：03-5432-2970  
E-mail：SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 令和4年3月8日(火)から3月22日(火)まで  
(土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで)  
イ 場所 5(1)に同じ。  
ウ 方法 希望者に無償配布する。(以下、区のホームページからダウンロード可)  
目次から探す>「子ども・教育・若者支援」>「教育委員会」  
>「教育委員会の概要」>「教育ICT統合運用支援業務委託(長期継続契約)事業者を募集します」

### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 令和4年3月22日(火)午後5時まで(必着)  
イ 提出先 5(1)に同じ。  
ウ 方法 持参(郵送不可)

### (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 令和4年4月12日(火)午後5時まで(必着)  
イ 場所 5(1)に同じ。  
ウ 方法 提案書(見積書を含む)は、以下提出先まで持参するとともに、データ(提案書はPDF形式、見積書はExcel形式)を別途、以下に記載の電子メールアドレス宛または以下提出先まで電子媒体(CD-R)にて提出すること。

#### エ 提出書類及び部数

提案書 原本1部、副本7部(副本：正本と同じだが、表紙、内容から貴社名を判断できる記述を除いたもの)  
会社概要、見積書、業務従事者一覧 各1部

### (5) プレゼンテーション審査

ア 時期 令和4年4月下旬予定  
イ 場所 別途通知する。

### (6) 審査結果通知

令和4年4月下旬予定

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

- ( 5 ) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- ( 6 ) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- ( 7 ) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- ( 8 ) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ( 9 ) 提出された提案書は返還しない。
- ( 10 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ( 11 ) 区との契約では単年度で予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- ( 12 ) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には  
**「労働報酬下限額」** が適用されます



**工事請負契約の  
技能労働者の場合**

東京都の公共工事設計労務単価の  
職種ごとの単価の85%相当額  
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

**工事以外の契約の  
労働者の場合**

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり 1,170円

**労働報酬下限額とは・・・**

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件<sup>(※)</sup>の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

**世田谷区公契約条例とは・・・**

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、  
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
 電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
 FAX：03-5432-3046



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

| 閲覧場所                         | 閲覧できる帳票                   |
|------------------------------|---------------------------|
| 経理課<br>(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)   | 教育総務課が取り扱う契約以外の契約         |
| 教育総務課<br>(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口) | 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約 |

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

| 職種      | 労働報酬下限額 | 職種      | 労働報酬下限額 | 職種      | 労働報酬下限額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 特殊作業員   | 2,625円  | 潜かん世話役  | 3,804円  | 型わく工    | 2,795円  |
| 普通作業員   | 2,295円  | さく岩工    | 3,284円  | 大工      | 2,720円  |
| 軽作業員    | 1,658円  | トンネル特殊工 | 3,124円  | 左官      | 2,944円  |
| 造園工     | 2,295円  | トンネル作業員 | 2,635円  | 配管工     | 2,497円  |
| 法面工     | 2,880円  | トンネル世話役 | 3,570円  | はつり工    | 2,667円  |
| とび工     | 2,965円  | 橋りょう特殊工 | 3,230円  | 防水工     | 3,177円  |
| 石工      | 2,901円  | 橋りょう塗装工 | 3,315円  | 板金工     | 3,039円  |
| ブロック工   | 2,689円  | 橋りょう世話役 | 3,783円  | サッシ工    | 2,731円  |
| 電工      | 2,731円  | 土木一般世話役 | 2,710円  | 内装工     | 2,975円  |
| 鉄筋工     | 2,933円  | 高級船員    | 3,241円  | ガラス工    | 2,731円  |
| 鉄骨工     | 2,731円  | 普通船員    | 2,561円  | ダクト工    | 2,434円  |
| 塗装工     | 3,103円  | 潜水土     | 4,399円  | 保温工     | 2,412円  |
| 溶接工     | 3,326円  | 潜水連絡員   | 3,103円  | 設備機械工   | 2,444円  |
| 運転手(特殊) | 2,614円  | 潜水送気員   | 3,029円  | 交通誘導員A  | 1,658円  |
| 運転手(一般) | 2,157円  | 山林砂防工   | 2,859円  | 交通誘導員B  | 1,477円  |
| 潜かん工    | 3,230円  | 軌道工     | 4,962円  | 上記以外の職種 | 1,170円  |

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間あたり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定(例年2月に改定)された際には、あらためて改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。